

令和3年度 事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

公益財団法人運行管理者試験センター

| 項 目 | 事 業 内 容 |
|---------------|--|
| 1. 運行管理者試験の実施 | <p>○ 道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者試験の実施 (CBT試験の導入)</p> <p>1. 導入の経緯</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和元年度第2回運行管理者試験を中止した。また、令和2年度第1回運行管理者試験では、試験会場における受験者間のソーシャルディスタンス確保のための試験室数の増加及び安価な試験会場(大学キャンパスなど)の貸出禁止などにより、試験実施経費が大幅に増加した。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の早期収束が困難な中、今後の対応策としては、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じるとともに、従来の運行管理者試験の実施方法を抜本的に見直し、試験実施経費を押さえる必要がある。</p> <p>(3) このような状況を踏まえて、国土交通省においては、新たにコンピューターを用いたCBT試験(Computer Based Testing)を導入すべく令和2年10月に省令改正を行い、これに伴い、令和2年度第2回運行管理者試験においてCBT試験を実施したところである。</p> <p>(注) CBT試験とは、全国各地に設けられたテストセンターにおいて、マウスなどを用いてコンピューターに表示された試験問題を回答する方式の試験である。</p> <p>(4) CBT試験は、試験実施経費の抑制ができるだけでなく、従来の全国一斉に実施する筆記試験とは異なり、全国各地に設けられた小規模のテストセンターにおいて、一定の期間に複数回に分けて試験を実施する方式のため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクは比較的低く、一律に中止せざるを得ない事態は避けられる可能性が高いという、利点がある。</p> <p>2. CBT試験の実施</p> <p>(1) 令和3年度においては、筆記試験を止めて、次のとおり、全国の試験会場においてそれぞれCBT試験を2回実施する。なお、身障者等特別な事情によりCBT試験を受験することができない者に対しては、筆記試験を行うなど別途対処することとす</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>る。</p> <p>① 第1回運行管理者試験（貨物、旅客）については、試験期間を令和3年7月下旬から令和3年8月下旬までの概ね4週間とする。</p> <p>② 第2回運行管理者試験（貨物、旅客）については、試験期間を令和4年2月中旬から令和4年3月中旬までの概ね4週間とする。</p> <p>(2) 上記試験実施に当たっては、運行管理者試験委員会を開催して試験の合格基準、出題方針等について審議を行う。</p> <p>また、適正な試験問題の作成に資するため、運行管理者試験問題検討委員会において、試験問題（原案）の審議を行う。</p> <p>(3) 試験結果については、受験者へ通知するとともに、当試験センターのホームページにおいて合格者（受験番号）の発表を行う。</p> <p>また、これに併せて希望者への総得点及び分野別の得点取得状況を提供する。</p> |
| <p>2. 運行管理者試験の広報</p> | <p>○運行管理者試験実施等に関する利用者への広報の実施</p> <p>(1) 試験に係る公示文を試験毎に作成し、行政機関及び関係団体等を通じて広報する。</p> <p>(2) 試験に関する電話照会に対し、オペレーターの配置、自動音声（365日24時間対応）による案内サービスを提供する。</p> <p>(3) パソコン及びスマートフォンに対応したホームページを活用して、申請手続き等に関して次の広報を行う。</p> <p>① 試験実施に係る公示及び申請手続等</p> <p>② 受験申請書の受理状況</p> <p>③ 合格者の受験番号</p> <p>④ 試験問題例</p> <p>⑤ 試験の実施状況</p> |
| <p>3. 運行管理者試験の円滑な実施、利用者の利便性の向上及び試験の適正化等の取組</p> | <p>1. 運行管理者試験の円滑な実施及び利用者の利便性の向上</p> <p>(1) CBT試験の円滑な実施</p> <p>① CBT試験の申請方法は、システムの制約上、電子申請だけとなり、また、CBT試験の試験会場と日時は、指定された範囲内で受験者が選択する方式である。</p> <p>このため、CBT試験を円滑に実施するために、CBT試験の申請方法、試験会場・日時の予約方法、試験問題の回答方法等受験者が必要となる情報を当試験センターのホームページなどを活用</p> |

して丁寧に説明し、周知することとする。

② CBT 試験の申請方法について、今後、申請者からの意見を反映して必要なシステム改修を行い、一層の利便性の向上に努める。

③ 受験者が多く所属する事業者を対象とした電子申請（団体申請）についても、CBT 試験会場の予約システムと連携した新システムを稼働させ、利便性の向上を図る。

④ 受験者リストを管理している現行の試験管理システムは電子申請に対応していないことから、今後、一層の業務の効率的な運用を図るため、同システムの全面的な改修の検討を行う。

2. CBT 試験の適正化等への取組

(1) 不正行為等の防止のための取組

試験センターは、CBT 試験の運営に当たる委託事業者が全国の CBT 試験会場において、不正行為（カンニング等）を防止するための対策を規定した「受験要領」などに基づき、厳正な試験の実施を行うように指導、監督に努める。

(2) CBT 試験の安全性、公平性の確保

CBT 試験の安全性、公平性を確保するため、以下のような措置を講じる。

① 全国の CBT 試験会場において、試験中の監督を厳重に行い、不正防止に努める。

② 受付時には、顔写真付きの本人確認書類の提示を求めて本人確認を厳格に行う。

③ 試験問題及び答案の情報については、適切なセキュリティが施されたインターネット回線を用いるなど漏洩防止対策を講じる。

④ 受験者間の公平性確保の観点から、スマホ等を含め受験者の持ち物はロッカー等に収納させる等、試験問題の試験室からの持ち出しをできないようにするとともに、他者への開示、漏えいを禁じる措置を講じる。

(3) 試験の実施にあたり、各試験会場(数か所程度)の運営状況について調査を実施し、「受験要領」等に基づき試験が適正に実施されていることを確認する。

(4) 国家試験を実施する試験機関の情報交換連絡会を通じて、不正行為の防止を含め、試験の実施に関する有用な情報の収集にあたり、適正な試験の実施に繋げる。

| | |
|---|---|
| <p>4. 試験合格者の「資格者証」取得の支援事業</p> <p>5. 理事会及び評議員会等の開催</p> | <p>3. 運行管理者試験の問題作成の高度化、効率化のための取組</p> <p>CBT 試験は、一定の期間において試験を実施することから、受験者間の公平性を確保するために、試験問題を複数用意する必要がある。このため、従来以上に効率的に作成することが求められることから、試験問題管理システムを活用して効率的な試験問題の作成に努めるとともに、同システムについて一層高度化、効率化を図るための必要な見直しを行う。</p> <p>○ 試験合格者の運行管理者資格者証の確実な取得のための申請手続の支援</p> <p>試験合格後 3 ヶ月の期限内に運行管理者試験合格者が行う各運輸支局への運行管理者資格者証の交付申請手続きについて、申請者の失念防止及び負担軽減の観点から、令和元年度に定款変更を行い、試験センターの事業として位置付け、全国で事業を開始したところである。今後とも確実な事業の実施と申請者の利便性の向上に努める。</p> <p>○ 評議員会、理事会の開催関係</p> <p>定款に基づき、評議員会及び理事会を開催する。</p> <p>なお、定時評議員会及び通常理事会の他、緊急に審議事項等が発生した場合は、臨時の評議員会及び理事会を開催する。</p> |
|---|---|